

4

小清水町立小清水小・中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

1. 本方針の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法及び北海道いじめの防止等に関する条例に基づき、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成のための教育を受ける権利を保障し、命を守り、尊厳を保持するために、いじめの防止対策に関する基本的な「行動計画」を定めるものである。

小中学校の全職員は、本方針を毎年4月の職員会議等の場で確認し、共通理解しなければならない。

2. 「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法第2条により、次のように定義する。

ある児童生徒（複数の場合も含む）が、別の児童生徒に対して行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その対象となっている当該児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 職員の意識

職員は、以下の意識を共有し、強い覚悟の下にいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速にこれに対処する。（いじめ防止対策推進法第8条による）

- ①いじめは、いつでも、どこにでも、誰にでも発生するものである。
- ②いじめは、いつでも、どこにでも、誰にでも存在し得るものである。
- ③いじめを解決できるのは教師しかいない。

2 いじめの防止等の対策のための組織

1. いじめ対策主任

小・中学校に、それぞれいじめ対策主任を置く。

いじめ対策主任は、校長の指示を受け、いじめに関する対処をつかさどるとともに、いじめを主管する校内の組織の事務局を担当する。

2. 学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条の定めにより、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、小・中学校それぞれに学校いじめ防止対策委員会を設置する。

委員は下記とし、必要に応じて学校、役場、教育委員会事務局等の関係職員が出席する。

事務局長は教育委員会事務局生涯学習課長とする。

- ①校長
- ②教頭
- ③いじめ対策主任
- ④養護教諭
- ⑤教育委員会事務局生涯学習課長
- ⑥小清水町役場子育て支援課長
- ⑦小学校においては中学校長、中学校においては小学校長
- ⑧小清水町主任児童委員2名
- ⑨斜里警察署小清水駐在所長
- ⑩斜里警察署刑事・生活安全課生活安全係長

3. 学校いじめ防止対策委員会専門部会

学校いじめ防止対策委員会の専門部会として、既存の生徒指導委員会を以て充てる。

いじめまたはいじめの可能性がある事案が発生した場合は、校長はまず専門部会を必ず当日のうちに開催し、方針を決定し、解決にあたる。校長が必要と判断した場合は、学校いじめ防止対策委員会の全体会招集を要請し、関係者の叡智を結集して解決を図る。

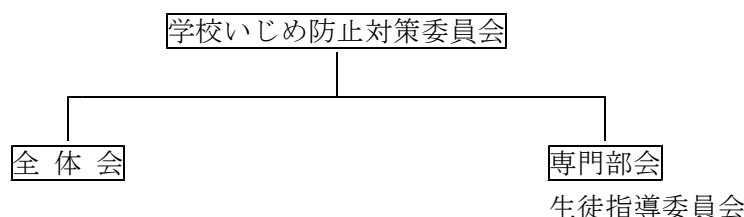
4. 学校いじめ防止対策委員会への報告

学校いじめ防止対策委員会の全体会招集に至らない事案であっても、校長は事務局長を通じ、その詳細について一両日中に学校いじめ防止対策委員会に報告する。

5. 学校いじめ防止対策委員会全体会の開催

学校いじめ防止対策委員会は4月、6月、7月、9月、11月、1月、3月の下旬に小中合同で定期的に行われ、いじめその他生児童徒の人間関係等に関する現況報告を行う。また、委員が要請した場合には随時開催する。

【学校いじめ防止対策委員会組織図】



3 いじめの防止のための取組

いじめは、未然に防止することが最も重要且つ効果的である。そのため、次のことを体系的・計画的・組織的に実施し、いじめ予防の手立てとしていく。

1. わかる授業づくり・楽しい授業づくり・すべての児童生徒が活躍する授業づくり

授業が学校生活の中心であるということは論を俟たない。学校生活の中で、最も長いのが「授業」の時間だからである。教師が常に授業改善に努め、児童生徒が満足を感じることでできる授業を展開することで、自信を付けさせたり、楽しさを感じさせたり、意欲を向上させたり、不安を解消させたりすることが可能になり、児童生徒の心の安寧を図ることに直結していく。

また、学力向上は児童生徒の未来の可能性を大きくするため、児童生徒の自己有用感・自己肯定感を育むことになる。

2. 授業規律・生活習慣の徹底

学習に臨む心構えや正しい姿勢に関する指導を継続的に行うことで、児童生徒の集中力や精神の安定を図る。また、それと軌を一にして「挨拶をする」「返事をする」「履き物を揃える」「椅子を入れる」といった目線の低い生活習慣の指導を徹底し、心の折り目の正しさを付けていく。

3. 特別支援教育の推進

我々教師が、支援学級のみならず支援の必要な一般学級の児童生徒への対応知識・技能を身に付け、適切な支援を行うことで、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が支え合い、平等意識を持ち、生き生きとした学校生活を送れるようする。

また、児童生徒自身が障害に対する理解を深め、平等意識を持てるような指導の手立てを講じる。

4. 自己有用感・自己肯定感を感じる活動づくり

授業においてはもちろんのこと、各種行事や児童会・生徒会活動等の特別活動においても、成功体験や充実感の得られる活動を通して、自己有用感や自己肯定感を持たせていく。

5. 集団の一員としての自覚や態度の育成

学校もまた人間社会の縮図であることは間違いない。よって、前項で述べた自己有用感・自己肯定感も踏まえ、友人関係づくり、集団づくり、社会性の育成などに関する指導を充実させていく。そのためには体験活動や学級レクリエーション等の機会を通して、児童生徒がそのことに「自ら気づく」「自ら学ぶ」機会を提供していくことが大切である。異学年や異校種での交流なども含めて、計画的に配置していく。

6. 道徳授業の充実

道徳教育は「心の教育」の中心であり、その要は「道徳の時間」における授業である。計画的、発展的な指導によって道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めさせ、道徳的実践力を育成していく。

また、年度当初を含めて複数回（例えば学期毎など）、具体的な「いじめ予防」の授業をすべての学級で道徳の時間に実施し、「いじめは人間として絶対に許されない」ということの直接的な指導の場とする。指導計画作成・立案は、道徳教育推進教師の主管とする。

7. 居場所づくり・絆づくりの中心としての学年・学級づくりの充実

児童生徒の「心の居場所」としての機能を意識し、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった気持ちを持つ基礎的な場として、学年・学級づくりを捉えていく。そのために、学年・学級イベント等を積極的に仕掛け、「リーダーが次々と生まれる」学年・学級経営を展開する。

また、駄目なことは駄目と言える雰囲気づくりや人間関係づくり、仲間づくりのための手立てを講じる。

8. 「いじめは犯罪行為である」という明確な意識を持たせる指導

いじめは、時として人の命を奪ったり、一人の人間の人生を狂わせるという重大な結果を招く場合が少なくない。

児童生徒には、「いじめとは、紛れもなく悪逆非道な犯罪行為なのだ」という明確な意識を持たせなければならない。

教師もまた、そのような意識で指導に臨まないと責務を果たすことにはならない。

4 早期発見・早期対応の手立て

先にも述べたように、いじめはいつでも、どこにでも、誰にでも発生する。どんなにすぐれた教師の学級でも、どんなにすばらしい団結力を誇る学級でも、どんなに注意深く予防に努めたとしても発生し得るものである。

まずはそのような認識を持たない限り、いじめを早期発見することはできない。そのような意識でない限り、視れども見えずの状態になってしまうのである。

とは雖も、教師として人間である。全知全能の神ではない。教師だけですべてを把握できるわけではない。

そこで、保護者や児童生徒にも協力を得ながら、次のような手立てで「いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない」ための体制をつくり、早期対応につなげていく。

1. 教師用「いじめ早期発見チェックリスト」の活用

児童生徒の小さな変化を見逃さないために定期的実施し、全職員で情報を共有する。

この情報は、学校いじめ防止対策委員会にも提供する。

2. いじめ早期発見のための定期的な児童生徒用「学校生活アンケート」の実施

教師には見えにくい児童生徒の微妙な状況を捉えるために、毎月定期的実施する。その際、次のような形で行う。

- ①記名式とする。
- ②選択肢に「○」をつけるだけの書式とする。(記述式は他の児童生徒にわかってしまう)
- ③選択肢は「回数」や「頻度」を問うものとする。(具体的に問うことで見えてくる)
- ④毎月実施する。また、必要があれば適宜行う。
- ⑤教師に直接提出させる。(他の児童生徒に回答が見られないように)

この結果は、学校いじめ防止対策委員会にも報告する。

3. 保護者用「子供の変化チェックリスト」による情報提供

家庭でのさまざまな児童生徒の変化も、見過ごすことのできない貴重な情報源である。保護者に「子供の変化チェックリスト」を配付し、変化が見られた時に様子を知らせていただけるようにする。その場合、必要に応じて保護者と面談するなどして連携を強化していく。

この情報は、学校いじめ防止対策委員会にも提供する。

4. 教師の行動

休み時間も教室にいるなど、「児童生徒の視野に常に先生が入っている」という環境をつくる。こうすることで次のような効果が生まれ、結果として確実にいじめの早期発見につながっていく。

- ①児童生徒に安心感を与える。
- ②児童生徒の人間関係の変化や状況を把握することが容易になる。
- ③教師と児童生徒の触れ合いの機会が増え、レポートを取りやすくなる。
- ④児童生徒の意外な一面を知ることができる。
- ⑤児童生徒が自然な形で教師に相談する機会をつくることができる。

5. その他観察の方法の工夫

学級の実情に応じ、さらに次のような手立てを講じることでいじめの早期発見に努める。

- ①学級日誌を工夫し、授業中や児童生徒の様子が把握できるような書式をつくる。
- ②個人ノート、日記指導等を通して児童生徒との関係づくりを図る。
- ③家庭学習ノート等にコメントするなどして、教師と児童生徒の文字による交流を図る。
- ④保健室での児童生徒の状況等を、養護教諭と連携して把握する。
- ⑤相談室での児童生徒の様子等を、相談員と連携して把握する。
- ⑥事務職員、公務補から児童生徒の様子に関する情報を得る。
- ⑦スクールバスの運転手から、バスの車内における児童生徒の情報を収集する。
- ⑧少年団指導者と連携し、児童生徒の情報を得るように努める。
- ⑨人間関係づくりを意識して、座席配置や席替えの方法を工夫する。
- ⑩心が開放的になる給食時間の児童生徒の言動等に留意する。
- ⑪児童生徒の様子に関する教師間の情報交換を密にする。

6. 児童生徒への指導

「自他へのいじめを認識した時にどうすればいいのか」ということを、以下のようにきっちりと指導することで、児童生徒の命を守るための早期発見につなげていく。

- ①「自分がいじめを受けていると感じた場合は、直ちに親や先生、友人に相談する」ことの大切さを理解させ、「親や先生は味方であり、自分を最後まで守り抜いてくれる存在である」という意識を持たせるように努める。
- ②「いじめを見つけたら先生に知らせる」というのは人の命を救うすばらしい行為なのだということ、また、それは結果的にそのような行為をした児童生徒を犯罪から救うことにもなるのだということ、日頃から児童生徒に深く理解させるように努める。
- ③「自分には関係がないという傍観的な立場は、いじめに加担しているのに等しい」という認識を全児童生徒が共通して持てるような指導に努める。
- ④上記と並行して、「いじめ」という悪に負けない心の強さや、一致して「いじめ」と対峙する心を育てる。

7. 地域との連携

いじめは、場所を問わず「どこでも」発生し得るものである。よって、地域から寄せられる情報にも細心の注意を払う。また、地域との関係づくりにも努め、児童生徒を見守っていただく体制や遠慮無く情報を寄せていただけるような環境の醸成をしていく。

5 児童会・生徒会の取組

教師からの一方的なはたらきかけだけではなく、児童生徒の自主的・自立的な活動があると、取組が双方向的となり、より大きな効果が生まれる。「啐啄同機」である。

そのため、児童会・生徒会や学年・学級会による主体的な活動を組織して、いじめ防止の一環としていく。

1. 互いを認め合える人間関係・学校風土づくり

児童会・生徒会等による「お互いの良さを見つけ合う」等の笑顔の生まれるイベント企画や運動を積極的に実施することで、人間関係・学校風土をつくっていく。これは、いじめ予防や解決の力を付けることにもつながっていく。

2. 授業規律・生活習慣づくり

児童会・生徒会の学習委員会等の活動の一つとして、教師の指導に呼応する形で学校生活を見直す自主的な動きを仕掛けていく。こうすることで、児童生徒の自治力向上を図る。

3. いじめ防止対策の立案

児童生徒自身、どのようなことが「いじめ」なのかを理解していない場合が少なくない。児童会・生徒会が中心となって児童生徒が主体的に学び、話し合い、理解し合いながら自分たちで対策を制定することで、自力解決や自主的な予防の活動を実施できるように仕掛けていく。

6 教育相談体制

いつでも、どこでも相談できる環境づくりをしていくためには、定期的な相談体制も重要である。特に、保護者との相談の場については発想の転換も必要である。

1. 児童生徒との定期的な個人面談

児童生徒との個別教育相談を毎学期定期的に実施する。

また、教師用「いじめ早期発見チェックリスト」、児童生徒用「学校生活アンケート」、保護者用「子供の変化チェックリスト」及びその他の観察等による結果や情報によっては、必要な児童生徒と直ちに個別教育相談を実施する。

2. 保護者との定期的な懇談

授業参観後に学級懇談会を設けているが、参加者が少ない傾向にある。保護者の都合が合わない場合もある。なかには、家庭訪問で顔を合わせたきり、ということもないわけではない。

よって、年に1～2回、保護者全員との個別懇談等を含めて相談体制の充実策を検討する。

なお、保護者からの要請や、学校側が必要と判断した時は、必要な保護者と適宜個別懇談を実施し、協調を図るものとする。

7 いじめへの対処

いじめを現認した場合は、即刻その場で指導する、というのは言うまでもない。

基本的には以下のような流れで組織的に対処する。事案によってはこの通りにならない場合もある。いずれにしても、「間を置かずに」「躊躇せずに」という心構えで動きをつくっていく。

ただし、いずれの過程においても「児童生徒を成長させる」という教育的配慮を根底に置き、加害児童生徒もまた教育の対象であることを念頭に対処に臨むこととする。

また、保護者にはあくまでも「児童生徒を成長させるために協力を要請する」という姿勢で対応する。

なお、対処の過程の間、すべての情報は学校いじめ防止対策委員会及び当該学校全職員で共有する。

以下の手順で対処していく。

①「いじめ」の認識

↓ 本人、保護者、児童生徒、地域からの情報や教師による発見等による。

②被害児童生徒の保護・いじめの歯止め

↓ まずはこれを最優先し、児童生徒の命を守る。

↓ 子供集団の教育力を活用するなどして、即刻対応する。

③管理職・いじめ対策主任・学年部への報告

↓ 組織的な対応への第一歩である。②の後、直ちに報告する。

④いじめ主管校内組織による対策決定（当日のうちに）

↓ 緊急事態として捉え、その日のうちに方針を定める。

⑤学校いじめ防止対策委員会の招集・報告・対策検討（当日のうちに）

↓ その日のうちに報告し、必要であれば招集する。

⑥いじめ主管校内組織・生徒指導部・学年部・学級担任等による対策実施

↓ 全職員が協力し、同時進行で下記に取り組む。

↓ ただし、一方的、一面的な解釈にならないよう、事実確認は慎重且つ詳細に行う。

↓ 1) 加害児童生徒の指導→事情聴取及び保護者への通知と説明

↓ 2) 被害児童生徒の保護→心のケア及び保護者への連絡と説明

↓ 3) 目撃生徒や関係生徒からの証言聴取

↓ 4) 事実関係の突き合わせ

⑦加害児童生徒及び保護者への説諭・被害児童生徒への謝罪

↓ きちんと謝罪・反省させ、「二度としない」ことを約束させる。

↓ 保護者にも「我が子を叱るここ一番の時」とあるということを認識していただく。

⑧指導完了の確認

↓ 学校いじめ防止対策委員会を開催し、経過を報告するとともに指導完了を確認する。

⑨再発防止

↓ いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の手立てのさらなる実行と再検証を行う。

⑩全校児童生徒への改めての指導

↓ 学年集会を開くなどして、いじめの悲惨さについて改めて指導をする。

↓ 必要に応じて全校集会を開催し、引き締めを図る。

↓ ここでも子供集団の教育力を活用するなどして、効果的な指導をする。

⑪対処の手順の見直し

↓ 一連の過程を検証し、不十分な部分は再検討する。

⑫事後観察

↓ 一安心してはならない。その後も注意深く観察し、児童生徒を包み込んでいく。

⑬学校いじめ防止対策委員会による最終確認・検証

当該いじめの最終的な終結を確認するとともに、次に生かせるような形で振り返る。

8 生徒指導体制

いじめに限らず、生徒指導はあくまでも組織的に対応することが大切である。すべての生徒指導案件は全職員が情報を共有し、「すぐに動く」こと、「芽の小さいうちに摘み取ること」を共

通認識して対応していく。

1. 生徒指導の対応

- ①「重大事案」については、情報を察知したら即、校長に報告する。「即」というのは、校内にいる場合は「直ちに」、不在の場合は「電話で直ちに」、最悪でも「その日のうちに」という意味である。
- ②「学校経営計画」を再確認し、生徒指導主事の把握の下に関係学年部を含めて組織的に処理を進める。
- ③原則としてその日のうちに生徒指導部会（小学校）・生徒指導委員会（中学校）を行い、翌日には全職員で情報を共有する。
- ④「重大事案」に関する生徒指導部会（小学校）・生徒指導委員会（中学校）には、校長も出席する。
- ⑤女子児童生徒が関係する場合は、解決の過程に必ず養護教諭が加わる。対応は、ガイドラインに則って行う。

2. 生徒指導上の問題への段階的対処

(1) 生徒指導6段階

予防措置 芽が出ないように除草剤を撒く

→ごく小さなエネルギーで済む。芽が出たとしても疎らである。予防注射と同じ。

危機管理 小さな芽を摘み取る

→たいしたエネルギーは使わないで済む。根も浅いので摘み取りやすい。

《----- 分水嶺 -----》

危機対策 蕾のうちに枯らす

→けっこうなエネルギーが要る。根も深くなっているため簡単には枯れない。

有事体制 実がならないように花を散らせる

→ものすごいエネルギーが要る。花が咲いてしまっているので掘り起こさなければならない。

敗戦処理 実が撒き散らされないよう隔離政策をとる

→疲労困憊に陥る。種ができてしまったら焼却かすべてを覆わない限り不可能となる。

講和条約 実から新たな芽が出ないように努める

→脱力感・無力感…。まだ種が撒き散らされていない別の土地の守りに回る。

(2) 想定される問題について、具体的にどの段階で何をするかをシミュレーションしておく。

ex. いじめの「予防措置」として、各学級で何をしているか。

(3) 「危機管理」の段階で済むよう、先手を打つ。＝「攻め」の生徒指導（先手必勝の生徒指導）

この逆が、「危機対策」から動き出す「待ち」の生徒指導（後手後手の生徒指導）であり、泥沼にはまるパターンである。「分水嶺」を越えないように全力を尽くす。

9 「ネットいじめ」への対応

学校として、情報教育やネットパトロールを行うのは当然である。

しかし、インターネットは、「画面の中」だけの世界である。しかも、ほとんどの場合は自宅において書き込み等が行われる。

そのために、我々教師には「ほとんど見えない世界」と言わざるを得ない。よって、「保護者の責任」を自覚していただき、役割分担を要請する。

1. 情報モラルについての学習

非行防止教室等の機会を活用し、外部講師を招くなどして毎年実施する。また、必要に応じて学級指導の時間や各教科の授業の中でも、関連する内容についての学習を実施する。

2. 保護者への協力要請

校長は、PTA総会や懇談会、学校だより等を通して、「お子さんには携帯電話やスマートフォンを持たせないでいただきたい」という要請を保護者に行う。

また、保護者の責任と判断で児童生徒に持たせた携帯電話やスマートフォン、ゲーム機、メディアプレイヤー等によるトラブルに関しては、起きる時間や場所がすべて学校として立ち入ることのできない「家庭内」であることから、「解決等も含めて、すべてを保護者責任で対応していただく」ことを明確にし、理解していただく。

その場合、学校として協力できる部分については共同して対応することとする。

10 職員研修

言うまでもなく、教師はいじめを発見し、解決するための知識・技能を持たなければならない。そのためには、何よりも不断の研修が不可欠である。

常に前向きに物事を考え、学び続け、成長し続けることこそ、教師に課せられた使命である。研修は、その最前線である。

1. 計画的な校内研修

いじめへの対応に係る職員の資質・能力の向上を図るため、4月と年度中期に校内において研修の機会を設定する。また、必要に応じて学校いじめ防止対策委員会と小中学校の合同研修会を実施する。

2. 校外における研修

北海道立教育研究所や民間教育研究団体等で、いじめに関する研修会がある場合、予算の範囲内で職員を派遣し、資質・能力の向上を図る。

11 保護者や地域に対する啓発

言い古された言葉ではあるが、「学校」「保護者」「地域社会」は教育の「黄金の三角形」である。家庭の教育力、地域の教育力を活用することで、学校の教育力は飛躍的に高まっていく。

1. 保護者の意識啓発

保護者には、「子の教育について第一義的責任を有するもの」（教育基本法第10条）として、いじめ防止対策推進法第9条についての理解を深めていただくように呼びかける。

その上で、

- ①我が子は、いつでも被害者になり得る。
- ②我が子は、いつでも加害者になり得る。
- ③「うちの子に限って」という気持ちは捨てる。

という意識の醸成を図り、次の点について協力を要請する。

- 1) いじめ予防のために、「いじめがどれほど非人間的な行為か」ということを、日頃から家庭でも繰り返し指導する。
- 2) 解決にあたっては学校いじめ防止対策委員会及び学校との共同歩調をとる。
- 3) いじめに関する何らかの情報を得た場合には、直ちに学校に知らせる。

2. 地域の意識啓発

いじめは、場所を問わず「どこでも」発生し得るものである、ということを前提に地域との協調を図り、どんな小さな情報でも寄せていただけるように呼びかける。

そのためにも、地域との関係づくりに努め、遠慮無く情報を寄せていただけるような環境の醸成をしていく。

12 関係機関との連携

学校だけで「抱え込まない」ことが重要である。さまざまな立場の方から、さまざまな知恵や力を貸していただくことで、児童生徒の命を守り、健全な成長を図っていく。

1. 協力体制の構築

いじめの解決に当たっては、必要に応じて次の機関と連携を図る。そのためにも、日頃より関係機関とコンタクトを取っておく。

- ①オホーツク教育局
- ②民生委員・児童委員
- ③小清水駐在所及び浜小清水駐在所
- ④北見児童相談所
- ⑤網走保健所
- ⑥役場子育て支援課
- ⑦教育委員会事務局
- ⑧その他関係機関

13 重大事態への対応

児童生徒の命に関わる重大な事態が生じた場合は、教育委員会教育長の指示の下、次ページの「重大事態対応フロー図」に従い適切に行動する。

14 取組評価アンケート

P D C Aサイクルの考え方に従い、毎学期末に「取組評価アンケート」を実施し、その結果を踏まえて取組の内容を検証する。結果に応じて、取組内容や取組方法の見直しを行う。

1. 「取組評価アンケート」の実施

児童生徒を対象に、7月（第1回）、12月（第2回）、3月（第3回）にアンケートを実施する。

2. 学校いじめ防止対策委員会への報告

取組評価アンケートの結果と改善策は、学校いじめ防止対策委員会の定例会で報告する。

学校いじめ防止対策委員会委員は、学校に対して助言を行う。

重大事態対応フロー図

重大事態が発生した場合、いじめ防止対策推進法及び北海道いじめの防止等に関する条例の定めに従い、以下のように対処する。

重大事態の発生



校長は、いじめ防止対策推進法第28条で下記のように定義されている重大事態が発生したときは、直ちに教育委員会事務局に報告する。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



教育委員会事務局が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校は、教育委員会事務局の指導・支援の下、以下のような手順で対応に当たる。

①学校の下に重大事態の調査委員会を設置する

- 1) 調査委員には、学校いじめ防止対策委員会委員に加え、当該いじめ事案の関係者と人間関係や利害関係を有しない第三者の就任を要請し、公平性・中立性を確保する。
- 2) 前項の第三者委員は、教育委員会教育長が選任する。

②調査委員会で事実関係を明確にするための調査を実施する

- 1) いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもとする。
- 2) 先行調査の資料については再分析し、必要に応じて新たな調査を実施する。
- 3) アンケート調査結果については、被害児童生徒及びその保護者に提供することや、公開する場合もあることを予め対象者に説明する。

③被害児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- 1) 途中経過も含め、明らかになった事実関係について適切に提供する。
- 2) 個人情報については、十分に配慮する。

④調査結果を教育委員会事務局に報告する

- 1) 被害者側から希望があれば、被害児童生徒及びその保護者の所見を添えることができる。

教育委員会事務局が調査主体となる場合

学校は、教育委員会事務局の指示の下、資料提出などの協力を当たる。